

組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）有機認証業務規程第19条により、組織に関する必要な事項を定めるものである。

(組織と要員)

第2条 この法人の組織は、別紙組織図のとおりとする。

- 2 理事長は、この法人が行う認証業務のすべてに責任を負うものとする。
- 3 理事長は、認証業務を遂行するために認証部を置く。
- 4 理事長は、公正な認証業務の遂行を行うために認証部以外の部署から認証業務に影響が及ばないように管理しなければならない。
- 5 理事長は、認証部に次に掲げる要員を置く。
 - (1) 認証業務を遂行するのに必要な資質及び管理能力を備えた認証部長
 - (2) 認証業務を遂行するのに十分な数の検査員
 - (3) 認証業務を遂行するのに十分な数の判定員
 - (4) 認証業務を遂行するのに十分な数の職員（認証部員）
- 6 理事長は、認証部に検査班及び判定班を設けるものとする。

(認証部)

第3条 認証部は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 認証申請書類の受付
 - (2) 認証申請書の記載事項の不備等の確認
 - (3) 検査員との事務連絡及び検査業務の補佐
 - (4) 認証業務第23条第3項に定める検査業務
 - (5) 認証業務第23条第4項に定める判定業務
 - (6) 判定員との事務連絡及び検査業務の補佐
 - (7) 認証書の交付
 - (8) 認証申請者及び認証事業者からの判定結果等に対するクレーム処理
 - (9) 各種研修会及び講習会の企画開催
 - (10) 農林水産省への業務報告等
 - (11) その他認証事業に必要な業務
- 2 前項の業務のうち、(1)～(3)は主に検査班が、(6)～(8)は主に判定班が、(4)は検査員が、(5)は判定員が行い、それ以外の業務は、認証部において行うものとする。
- 3 検査班及び判定班は、検査員及び判定員の責任及び権限を侵さない範囲で相互の業

務を助け合うことができるものとする。

(検査部門と判定部門の独立性)

第4条 検査員及び判定員の業務は、有機認証業務規程第23条に定めるとおりとする。

- 2 同一案件において、同じ認証業務従事者が検査員と判定員を兼ねることはできない。
- 3 同一案件において、検査員と判定員はお互いの業務に干渉してはならない。ただし、判定員は、判定を行う上で必要な情報等を検査員に求めることができるものとする。
- 4 検査員は、今後の検査業務の参考のために自分が行った案件の判定結果を知ることができるものとする。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、理事会の決議を得なければならない。

(補則)

第6条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会の決議により、別に定める。

(附則)

1. この規程は、平成18年3月10日より施行する。
2. 平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）。
3. 平成26年3月9日一部改訂（この一部改訂は平成26年3月9日より施行する）。
4. 平成30年12月16日一部改訂（この一部改訂は平成31年4月1日より施行する）。